

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道使用料 のお支払い猶予の受付再開について（報告）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払いが困難な事情にある使用者に対する支払いの猶予を、令和 2 年 9 月 30 日まで実施していましたが、コロナ禍による経済への影響が依然として懸念されていることから、使用者への更なる支援のため、資金需要が大きくなる年末から年度末にかけて、下記のとおり、支払猶予の新規受付を再開しました。

記

1 受付期間

本日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 支払い猶予の内容

水道お客さまセンターへ電話で申し出をいただき、その日から最長で 1 年間、支払いを猶予する。

3 問い合わせ先

水道お客様センター（0422-52-0733）

※参考

○本市の支払い猶予実績（令和 2 年 3 月 25 日～令和 2 年 9 月 30 日受付分まで）

- ・水道料金の支払い猶予件数・額 176 件 1,011,202 円（うち 115 件 680,405 円支払済）
- ・下水道使用料の支払い猶予件数・額 176 件 403,783 円（うち 115 件 267,660 円支払済）

○他事業体の支払い猶予の受付再開状況

- ・東京都 令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- ・昭島市 受付期間を設けず引き続き受付中
- ・羽村市 現在再開する方向で検討中